

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	5
○ 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例【産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課】	6
○ 北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例【建設局総務部管理課】	8
○ 北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例【建設局道路部道路計画課】	10
◇ 規 則	
○ 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則【産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課】	12
○ 北九州市道路占用規則の一部を改正する規則【建設局総務部管理課】	13
○ 北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則【建設局道路部道路計画課】	15
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託（2件）【小倉北区役所まちづくり整備課】	16
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】	18
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局下水道部施設課】	19
○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】	32

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

この条例は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例

国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載された、中小企業融資信用保証料補填事業を実施するため、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

道路法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

1 自動運行補助施設に係る道路占用料を次のとおり定めることにしました。

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき	5円
	その他のもの	1年	16円
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	1,300円
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1	800円
	地下に設けるもの	年	480円

2 条例において引用する道路法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

道路構造令の一部改正に伴い、県道及び市道の構造の技術的基準に歩行者利便増進道路に関する基準を加える等のため、関係規定を改めることにしました。

。

この条例は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市道路占用規則の一部を改正する規則

道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設のための道路の占用の許可基準を追加することにしました。

この規則は、令和3年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正に伴い、規則において引用する同条例の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和3年3月26日から施行することにしました。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

付則第10項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下この項において同じ。)」に改める。

(北九州市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

付則第20項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下この項において同じ。)」に、「以下」を「付則第24項から第26項までにおいて」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第3号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金 条例

(設置)

第1条 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載された、中小企業融資信用保証料補填事業を実施するため、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、交付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、予算の定めるところによりその残額を国庫に納付するものとする。

北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

(北九州市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 北九州市道路占用料徴収条例(昭和39年北九州市条例第133号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	を
-------------------	------------------	--------	---

」

「

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円	に
			その他のもの		16円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,300円	
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	800円	
		地下に設けるもの			480円	
その他のもの					1,200円	

」

改める。

（北九州市自動車駐車場条例の一部改正）

第2条 北九州市自動車駐車場条例（平成5年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第5号

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年北九州市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第44条」を「第45条」に改める。

第4条第5項ただし書中「第31条の2」を「第34条」に改める。

第30条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第38条第3項中「消化施設」を「消火施設」に改める。

第40条中「前条まで」の次に「（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）」を加え、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、「（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）」を削る。

第41条中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第43条第5項中「第41条まで」の次に「（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）」を加え、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、「（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）」を削る。

第44条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例施行規則

(基金の管理)

第1条 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金（以下「基金」という。）は、産業経済局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和3年北九州市条例第3号）第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度産業経済局長が財政局長と協議の上定める。

(帳簿)

第3条 産業経済局長は、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

北九州市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市道路占用規則の一部を改正する規則

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第10条各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を、「場合は」の次に「、遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 占用者の住所を移転し、又はその氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）を変更したとき。 住所等変更届（第3号様式）
- (2) 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。 占用期間短縮・廃止届（第4号様式）

別表1の第1の項中「の各号」を削り、同項第1号中「電柱等のための占用にあたっては、」を削り、「必要最少限度」を「必要最小限度」に、「電柱は」を「電柱等は」に改め、同項第7号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同表の第2の項中「の各号」を削り、同項第2号中「地下そう」を「地下槽」に改め、同項第4号中「鉄骨又は鉄筋コンクリート造り」を「鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」に改め、同表の第4の項中「「アーケードの設置基準」（昭和30年建設省発住第5号。建設事務次官通達）に基づく」を「当該アーケードの道路の占用の許可に係る国が定める基準による」に改め、同表の第5の項中「「アーケードの設置基準」第5 仮設日よけの特例」を「当該日よけ施設等の道路の占用の許可に係る国が定める基準」に改め、「の各号」を削り、同項第4号中「又はパイプ等を用い、おおい」を「、パイプ等とし、覆い」に改め、同項第5号中「電柱類」を「電柱等」に改め、同項第6号中「添架したり、塗装したりしない」を「添架し、又は塗装しない」に、「おおい」を「覆い」に、「及び」を「又は」に改め、同項第7号中「個々の」を「、個々の」に、「「アーケードの設置基準」に基づくこと」を「アーケードとして前項の基準によるものとする」に改め、同表の第6の項中「「道路の上空に於ける通路の許可基準」（昭和32年建設省発住第37号。建設事務次官通達）に基づく」を「当該通路の道路の占用の許可に係る国が定める基準による」に改め、同表の第8の項中「電柱、電車柱及び消火せん標識柱」

を「電柱等及び消火栓標識柱」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「消火せん標識」を「消火栓標識」に改め、同項第2号中「巻付け広告」を「巻付広告」に改め、同項第3号中「取付け広告」を「取付広告」に、「及び」を「又は」に、「、突き出して」を「突き出して」に、「0.6メートル」を「、0.6メートル」に改め、同項第4号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同表の第9の項中「の各号」を削り、同項第1号中「標柱」を「標柱等」に改め、同表の第10の項中「の各号」を削り、同項第2号中「側こう」を「側溝」に改め、同項第4号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同項第6号中「「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」（昭和49年建設省政発第5号。建設省道路局長通達）に基づく」を「これらの道路の占用の許可に係る国が定める基準による」に改め、同表の第12の項中「防犯燈」を「防犯灯」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「電柱」を「電柱等」に改め、同項第3号中「燈柱」を「灯柱」に、「燈器」を「灯器」に改め、同表の第13の項中「の各号」を削り、同項第5号中「電車若しくは」を削り、「消火せん」を「消火栓」に改め、同表の第14の項中「しょう壁」を「障壁」に、「なわ張り」を「縄張」に、「又は支柱」を「、支柱」に改め、「の各号」を削り、同表の第15の項中「の各号」を削り、同項第2号中「消火せん」を「消火栓」に、「ガス開閉せん及び各種人孔」を「ガス開閉栓、各種人孔」に、「わからなくし」を「分からなくし」に改め、同項第3号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同表中第18の項を第19の項とし、第17の項の次に次の1項を加える。

第18 自動運行補助施設のための占用

自動運行補助施設のための占用については、当該自動運行補助施設の道路の占用の許可に係る国が定める基準によるものとする。

第1号様式（裏面）中「路面復旧費」の次に「又は検査事務費」を加える。

第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第8号様式中「㊦」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第15号

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年北九州市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

（1） 駒止め

第12条中「第45条」を「第46条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年3月26日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

北九州市告示第 69 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 3 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 22 号	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

北九州市上下水道局公告第34号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月26日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社環境システム
北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額
4,620万9,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年1月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第35号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

新町浄化センター他2浄化センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区松原三丁目6番1号

新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

曾根浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北湊浄化センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年4月16日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和3年5月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年4月16日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和3年4月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年5月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室
- イ 日時 令和3年5月21日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmachi Treatment Plant and other 2 Treatment Plants

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:30p.m., May 21, 2021

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 20, 2021

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第36号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

中川通ポンプ場他11ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市若松区本町二丁目17番16号

中川通ポンプ場

北九州市若松区古前一丁目6番5号

藤ノ木ポンプ場

北九州市若松区南二島二丁目22番25号

奥洞海ポンプ場

北九州市若松区大字弘川73番地の5

弘川ポンプ場

北九州市若松区高須東三丁目1番13号

高須ポンプ場

北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5

藤田ポンプ場

北九州市八幡西区洞北町2番1号

本城ポンプ場

北九州市八幡西区御開二丁目5番30号

東中島ポンプ場

北九州市八幡西区中須一丁目2番41号

折尾ポンプ場

北九州市八幡西区則松四丁目1番1号

則松ポンプ場

北九州市八幡西区大字楠橋 3 9 2 8 番地

楠橋ポンプ場

北九州市八幡西区八枝一丁目 1 番 1 号

金山川ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年 4 月 16 日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和3年5月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報 (http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html) において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年4月16日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和3年4月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年5月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和3年5月21日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Nakagawadori Pumping Station and other 11
Pumping Stations

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., May 21, 2021

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 20, 2021

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第37号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

片上ポンプ場他16ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区片上海岸7番2号

片上ポンプ場

北九州市門司区東港町2番24号

門司港ポンプ場

北九州市門司区田野浦海岸8番14号

大久保ポンプ場

北九州市門司区白野江四丁目16番3号

白野江第2ポンプ場

北九州市門司区白野江一丁目9番7号

白野江ポンプ場

北九州市門司区吉志一丁目29番1号

吉志ポンプ場

北九州市小倉北区浅野三丁目7番20号

浅野町ポンプ場

北九州市小倉北区東港一丁目1番18号

港町ポンプ場

北九州市小倉北区大手町7番10号

大手町ポンプ場

北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

神嶽ポンプ場

北九州市小倉北区篠崎一丁目4番1号

南小倉ポンプ場

北九州市小倉南区富士見三丁目4番2号

城野ポンプ場

北九州市小倉南区曾根新田北四丁目2番7号

曾根新田北ポンプ場

北九州市小倉南区津田新町一丁目1番1号

竹馬川第2ポンプ場

北九州市小倉南区沼南町二丁目14番1号

竹馬川第4ポンプ場

北九州市小倉南区大字曾根3326番地の22

竹馬川第5ポンプ場

北九州市戸畑区川代二丁目1番

戸畑ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年4月16日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和3年5月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年4月16日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和3年4月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年5月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和3年5月21日午後1時45分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Katagami Pumping Station and other 16 Pumping Stations

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:45p. m. , May 21, 2021

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 20,2021

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第38号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月19日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 落札金額
4,704万6,070円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年12月24日
- 8 落札方式
最低価格による。